

参考例

〔土地〕(594)とは、「駅前中央一丁目」を佐賀市独自に数値化したもの
0999-009-0-0(登記上の所在地は、「999番9」です)
※末尾の[0-0]は、この地番の土地の利用状況が2つ以上ある場合、合併地番、イロハ地番の場合などに使用する

住宅の敷地に該当する土地は、負担調整措置のほかに課税標準の特例措置が適用されます。詳細はチラシをご覧ください。

義務者コード	99999999	令和△年度	固定資産課税(補充)台帳兼名寄帳	令和△年 1月1日現在	佐賀市
納税義務者	住 所	氏 名	又 は	名 称	1 page
相続人情報	840-0803 栄町1番1号	佐賀 一郎 外 1名			
納管人情報					
宛名情報					

〔都市計画区域〕
1 市街化区域
2 市街化調整区域
3 都市計画区域外

〔土地特例〕
A 軽減なし
L 非課税
M 減免

〔家屋特例〕
A 軽減なし
BA 新築軽減3年
BD 新築軽減5年
NE 長期優良軽減5年
NF 長期優良軽減7年
L 非課税
M 減免

〔軽減(減額)終了年〕

〔家屋番号〕
A 登記家屋
B 未登記家屋
〔登記家屋の増築部分、もしくは附属家屋で、未登記の家屋〕
ホ 未登記家屋
1棟の独立した未登記家屋(主たる建物)

公共用道路
(非課税扱い)

土地	町 所在地番	換算地積 坪反	課税地目	課税地積 m ²	一般住宅用地 m ²	小規模住宅用地 m ²	法人非住宅用地 m ²	個人非住宅用地 m ²	登記名義人等氏名・名称
土地	駅前中央一丁目 (594)-0999-009-0-0	60.5	宅地	200.00	0.00	200.00	0.00	0.00	佐賀 昭一
土地	大財二丁目 (526)-8888-088-0-0	45.37	宅地	150.00	0.00	0.00	0.00	150.00	佐賀 昭一
土地	大財二丁目 (526)-8888-077-0-0		公共用道路	20.00	0.00	0.00	0.00	0.00	佐賀 昭一
家屋	駅前中央一丁目 (594)-0999-009-0-0		木造 専任住宅	150.00	01-01	100.00	50.00	59,876	佐賀 昭一
			構造 評 価 額 円	10,692,000	課税標準額 円	10,692,000	軽減免税額 円	26,730	
			決定価額						
			課税標準額						

(注) 上記の固定資産税及び都市計画税の相当額は、物件ごとに単純に税率を乗じた額です。端数計算が異なるため実際の年税額と異なります。

区分	筆数	地積・床面積m ²	評価額 円	固定資産税課税標準額 円	都市計画税課税標準額 円
土	2	350.00	21,000,000	6,850,000	8,750,000
家	1	150.00	10,692,000	10,692,000	10,692,000
非	1	20.00			
計				17,542,000	19,442,000

税 目	税 額 円	軽減免税額 円	分割税額 円	確定税額 円
固定資産税	245,588	59,876		185,700
都市計画税	48,605			48,600
年税額 円	234,300	234,300		
第1期	60,300			
第2期	58,000			
第3期		58,000		
第4期			58,000	
随時				

※年税額の4期4等分の千円未満の端数は第1期に加えています。

〔家屋〕
Aとは、登記された家屋を示す佐賀市独自の記号です。
次の「594」とは、「駅前中央一丁目」を佐賀市独自に数値化したものです。
0999-009-0001(登記上の家屋番号は、「999番9の1」です)

家屋の登記事項証明書を申請する場合、
(家屋の所在)佐賀市駅前中央一丁目、(家屋番号)999番9の1となります。
昔の所在地名については、別添の「大字コード一覧表」によりご確認ください。

〔固定資産税 算定額〕
=固定資産税の課税標準額×税率1.4%
=17,542,000円×0.014=245,588円

〔都市計画税 算定額〕
=都市計画税の課税標準額×税率0.25%
=19,442,000円×0.0025=48,605円

法務局で登記されている「所有者」が亡くなっている場合は、毎年1月1日時点の民法上の所有者(法定相続人等)を納税義務者と認定しています。
この例示の場合、固定資産の所有者は計2名となります。

法務局で登記されている「所有者氏名」です。
登記所有者が亡くなって、相続登記が未申請の場合は、亡くなれている方のお名前がそのまま印字されます。

※未登記家屋の場合、「家屋補充課税台帳名義人届」により、市が所有者認定をした場合にも印字されます。

この例示の家屋の場合、
新築住宅軽減(減額)措置による軽減税額
59,876円
「専任住宅」に対する固定資産税相当額
89,812円
「専任住宅」に対する都市計画税相当額
26,730円

固定資産税185,700円(百円未満切捨)
都市計画税 48,600円(百円未満切捨)
年税額(固定資産税と都市計画税の合計)
=185,700+48,600=234,300円